

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	障害福祉に関する事務(法定) 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

袖ヶ浦市は、障害福祉に関する事務(法定)における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

袖ヶ浦市長

公表日

令和4年10月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害福祉に関する事務(法定)
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律166号) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付及び地域生活支援事業を行う。 ・身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務、障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所を行う。 ・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所を行う。 ・児童福祉法に基づき、障害児通所支援を行う。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行う。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、(特別)障害児福祉手当の支給を行う。 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、特別障害給付金の支給に関する事務を行う。</p>
③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 個人住民税システム 4. 国民健康保険システム 5. 介護保険システム 6. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 障害福祉サービス受給者ファイル 2. 自立支援医療管理ファイル 3. 補装具・日常生活用具等支給管理ファイル 4. 特別障害者手当等支給管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の 8、11、12、14、34、47、83、84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、11条、12条、14条、25条、38条、59条、60条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、第22条及び別表第二
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	袖ヶ浦市 福祉部 障がい者支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	袖ヶ浦市 総務部 総務課 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	袖ヶ浦市 福祉部 障がい者支援課 支援班 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1 電話0438(62)2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	評価書名	障がい福祉に関する事務(法定) 基礎項目評価	障害福祉に関する事務(法定) 基礎項目評価	事後	
平成29年2月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	袖ヶ浦市は、障がい福祉に関する事務(法定)における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	袖ヶ浦市は、障害福祉に関する事務(法定)における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	
平成29年2月24日	I-1-①事務の名称	障がい福祉に関する事務(法定)	障害福祉に関する事務(法定)	事後	
平成29年2月24日	I-1-②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律166号) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付及び地域生活支援事業を行う。 ・身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務、障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所を行う。 ・知的障害者福祉法に基づき、障がい福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所を行う。 ・児童福祉法に基づき、障害児通所支援を行う。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行う。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、(特別)障害児福祉手当の支給を行う。 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、特別障害給付金の支給に関する事務を行う	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号) 児童福祉法(昭和22年法律第164号) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号) 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律166号) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付及び地域生活支援事業を行う。 ・身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付に関する事務、障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所を行う。 ・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所を行う。 ・児童福祉法に基づき、障害児通所支援を行う。 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行う。 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、(特別)障害児福祉手当の支給を行う。 ・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、特別障害給付金の支給に関する事務を行う	事後	
平成29年2月24日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 障害者福祉サービス受給者ファイル 2. 自立支援医療管理ファイル 3. 補装具・日常生活用具等支給管理ファイル 4. 特別障害者手当等支給管理ファイル	1. 障害福祉サービス受給者ファイル 2. 自立支援医療管理ファイル 3. 補装具・日常生活用具等支給管理ファイル 4. 特別障害者手当等支給管理ファイル	事後	
平成29年2月24日	I-3-法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の 8、11、12、14、34、47、83、84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号 別表第一省令第11条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号 別表第一省令第12条第1号、第2号 別表第一省令第14条第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号 別表第一省令第25条第1号、第2号、第3号 別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号 別表第一省令第59条第1号、第2号、第3号、第4号 別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号	・番号法第9条第1項及び別表第一の 8、11、12、14、34、47、83、84項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、11条、12条、14条、25条、38条、59条、60条	事後	
平成29年2月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 時点日	平成27年4月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年2月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 時点日	平成27年4月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1. 障害福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 個人住民税システム 4. 国民健康保険システム 5. 介護保険システム 6. 中間サーバー	1. 障害福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 個人住民税システム 4. 国民健康保険システム 5. 介護保険システム 6. 地方公共団体 情報連携中間サーバーシステム	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> 番号法第19条第7号及び別表第二 16、26、56-2、57、87、109、116の項 番号法第19条第14号及び番号法第19条第14号の規定による特定個人情報保護委員会の該当条項 <情報照会の根拠> 番号法第19条第7号及び別表第二 10、11、12、20、53、108、109、110の項 番号法第19条第14号及び番号法第19条第14号の規定による特定個人情報保護委員会の該当条項	番号法第19条、第22条及び別表第二	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	-	様式改定に伴い新規追加	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	-	課長 (様式改定により修正)	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 電話番号	0438(62)2104	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	0438(62)3187	0438(62)2111	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日	令和3年3月1日	事前	
令和4年10月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表第一の 8、11、12、14、34、47、83、84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 8条、11条、12条、14条、25条、38条、59条、60条 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条第1項及び別表第一の 8、11、12、14、34、47、83、84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第 8条、11条、12条、14条、25条、38条、59条、60条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第9条 	事前	
令和4年10月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和4年10月1日	事前	
令和4年10月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日	令和4年10月1日	事前	